



第2号様式（第5条）

4府協広公第109号の2
令和4年7月4日

様

府中市長 高野 律 雄



開示決定通知書

令和4年6月29日付けで開示請求がありました公文書については、府中市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することを決定しましたので通知します。

1 公文書の件名	① 子どものマスク着用の対応等について（通知） ② 小児の新型コロナウイルス感染症対応について ③ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十五報） ④ 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について
2 開示の日時、場所等	日 時 令和4年 月 日（ ） 時 場 所 府中市役所1階情報公開コーナー （1階市民相談室内）
3 開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付
4 事務担当課	市民協働推進部広聴相談課 電話042-366-1711
5 備考	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所にお越しください。

2 指定の日時に来られない場合には、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

文教委員会の場合において議員にこう訴えかけました。

「世間のマスク着用ありきの空気に流されず、今一度国の考え方・文科省マニュアルに立ち返って、現在の感染症対策を見直して下さい。」

議員にはその願いは届きませんでした、保育支援課は受け入れてくれました。

令和4年6月23日

私立保育園長
地域型保育事業施設長
認証保育園長
私立幼稚園長 各位

府中市子ども家庭部
保育支援課長 酒井 康太

子どものマスク着用の対応等について（通知）

日頃より、府中市の保育行政にご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、日々の基本的な感染予防対策を継続していただいていることにつきましても、重ねて感謝申し上げます。

さて、国の関係省庁より、以前から子どものマスク着用について取扱いが示されてきましたが、改めて別添のとおり再周知の依頼がありました。これまでも保護者から本市に、保育施設や幼稚園において国が示している考え方に沿った対応を求めるご要望をいただいています。

各施設におかれましては、改めて別添の通知をご確認いただくとともに、次の点についてもご確認いただき、一律にマスクの着用を求めることがないよう、保護者の意向を踏まえてご対応いただきますようお願いいたします。

また、気温の上昇等により、熱中症のリスクも高まってきていることから、施設内に感染者が生じている場合など、一時的にマスクを着用する際には、子どもの体調に十分留意していただくようお願いいたします。

【マスク着用に関するポイント】

- 個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。特に夏場は気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれ、熱中症のリスクも高まるため、子どもの体調変化等に迅速に対応できるようマスクは外すことを推奨するものであること。
- 施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、一時的な対応として、マスク着用を求めることは考えられること。ただし、熱中症のリスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにすること。

実はこの文言、通知発出の根拠となった「厚労省6月20日付事務連絡」には明記されていないのです。保育支援課がわざわざ追記したものなのです。その理由を直接保育支援課に電話し確認しました。

「わざわざ保育支援課がこの点を追記したのは、保護者からの要望があった為再度強調したかった、ことによります。実際の現場は実質的に強制されていることが殆どですから。」とのこと。

- 一定年齢以上の子どもに一律にマスク着用を求めることや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことなど、子どもや保護者の意向に反してマスク着用を実質的に無理強いすることにならないよう、留意していただく必要があること。

< 参考資料 >

「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」 令和4年6月20日付事務連絡

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A（第十五報）」（令和4年5月25日付事務連絡）

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」 令和4年5月24日付事務連絡

【その他連絡事項】

- 発熱の症状のある職員及び子どもについて

「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（令和2年5月14日付事務連絡）では、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園できないこととされていましたが、この取扱いは、廃止されていますので、ご注意ください。

現在の取扱いについては、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A（第十五報）」（令和4年5月25日付事務連絡）問6－1などを参考にご対応をお願いいたします。

担当

府中市子ども家庭部保育支援課

電話：042-335-4233（直通）